

介護老人保健施設 びわの葉のご案内

1. 事業の目的

医療法人三慶会が開設する介護老人保健施設「びわの葉」において行う介護療養型老人保健施設（以下「施設」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護・要支援状態にある入所者様に対し、適正な介護療養型老人保健施設サービス、及び短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスを提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- ・施設は、介護療養型老人保健施設、及び短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の入所者様の意思及び人格を尊重し、常に入所者様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ・施設は、その者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うものとします。
- ・施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する方との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 介護療養型老人保健施設、及び短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスの内容

- ・ 施設サービス計画・短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養計画の立案
- ・ 食事の提供
- ・ 入浴（一般浴槽、特殊浴槽）
- ・ 医学的管理
- ・ 看護、介護
- ・ 機能訓練（リハビリテーション）
- ・ レクリエーション行事
- ・ 医療・生活相談援助サービス
- ・ 理美容サービス
- ・ その他

サービスについての相談窓口

電話 048-623-5591 内線4523

担当 医療相談室 支援相談員

4. 料金

ア 施設利用料については、厚生労働大臣の定める介護報酬に基づき、要介護1～5までの（ショートに関しては、要支援1、2を含む）該当区分と指導管理の費用・特定診療費の『負担割合証』に記載の割合相当分（1割、2割もしくは3割）のご負担。

要介護毎の施設サービス費（1日につき） *特定診療費は含みません
『負担割合証』が1割の場合

要介護1	【多床室】	896円	【従来型個室】	810円
要介護2		987円		901円
要介護3		1,115円		1,026円
要介護4		1,198円		1,112円
要介護5		1,279円		1,193円

（ショート入所の場合）

要支援1	【多床室】	665円	【従来型個室】	623円
要支援2		839円		780円
要介護1		930円		844円
要介護2		1,021円		934円
要介護3		1,147円		1,060円
要介護4		1,233円		1,144円
要介護5		1,315円		1,229円

『負担割合証』が2割の場合

要介護1	【多床室】	1,792円	【従来型個室】	1,619円
要介護2		1,974円		1,801円
要介護3		2,230円		2,051円
要介護4		2,395円		2,224円
要介護5		2,557円		2,386円

（ショート入所の場合）

要支援1	【多床室】	1,329円	【従来型個室】	1,246円
要支援2		1,677円		1,560円
要介護1		1,859円		1,688円
要介護2		2,042円		1,867円
要介護3		2,294円		2,119円
要介護4		2,465円		2,288円
要介護5		2,630円		2,457円

『負担割合証』が3割の場合

要介護1	【多床室】	2,688円	【従来型個室】	2,429円
要介護2		2,961円		2,701円
要介護3		3,345円		3,076円
要介護4		3,592円		3,336円
要介護5		3,835円		3,879円

（ショート入所の場合）

要支援1	【多床室】	1,993円	【従来型個室】	1,868円
要支援2		2,515円		2,339円
要介護1		2,788円		2,532円

要介護2	3,063円	2,801円
要介護3	3,441円	3,179円
要介護4	3,698円	3,432円
要介護5	3,945円	3,685円

*介護保険の改定により、料金に変更になる場合もあります。

イ 感染防止等衛生管理を目的とする衣類などの洗濯リースについての費用。
(運営規定に定めるその他日常生活上の便宜に係る費用におけるリネンリース代)

Aセット	1,260円 (税込み、1日につき)
Bセット	1,890円 (")
Cセット	1,780円 (")

ウ 個室に係わる利用料

7,150円 (税込み、1日につき)

エ 上記の他、日常生活において通常必要となるものに係る費用。
(同意に基づく実費費用負担)

TV・冷蔵庫貸し出し代	220円 (税込み) / 1日
洗濯代	330円 (税込み) / 1回につき
診断書代	実費 / 1通につき
理美容代	実費 / 1回につき
*基本カット料金 2,100円、パーマ、カラー等も有り	
ハンドマッサージオイル代	110円 (税込み) / 1回につき
各種予防接種代	実費 / 1回につき

オ 食費 (食材料費・調理費相当)・居住費 (光熱・水費相当)

【多床室】	食費 (1日)	居住費 (1日)
第4段階	1,800円	500円
第3段階	①650円 / ②1,360円	430円
第2段階	390円	430円
第1段階	300円	0円
【従来型個室】	食費 (1日)	居住費 (1日)
第4段階	1,800円	1,500円
第3段階	①650円 / ②1,360円	1,370円
第2段階	390円	550円
第1段階	300円	550円

但し、ショート入所の場合は、朝食390円、昼食760円、夕食650円で1食ごとの計算となり、負担限度額は上記の食費に準じます。

5. 支払い方法

毎月10日 (土日祝日の場合は次の平日) に前月分の請求金額が出ますので、2週

間以内に東館 2 階会計窓口で現金でお支払いください。その際に領収書を発行します。

6. 介護老人保健施設の基準等

当院の老人保健施設の人員に関する基準、設備及び運営に関する基準については、介護保険法に基づく所定基準を満たしております。

7. 送迎の実施地域

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護における送迎の実施地域は、さいたま市・川越市・上尾市とし、入所者様・ご家族様の事情により臨機応変に対応する事といたします。

8. 施設の利用にあたっての留意事項

入所者様は、次に掲げる事項を遵守してください。

- ・共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- ・火気の取り扱いに注意すること。
- ・けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- ・その他管理上必要な指示に従うこと。

9. 非常災害対策

施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

10. 口腔の健康状態の評価について

当施設では、行政の指示により定期的な口腔の健康状態の評価を行わせていただきます。状態により歯科受診を推奨する場合があります

11. 身体拘束について

当施設は、原則として入所者様に対し身体拘束を廃止します。但し、当該入所者様または他の入所者様などの生命又は身体を保護する為など緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、入所者様またはご家族同意のうえ、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載します。

12. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、入所者様に対し必要な措置を講じます。

- ・施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ・上記の他、当施設は入所者様のご家族等及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

13. 賠償責任

- ・介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき理由によって、入所者様が損害を被った場合、当施設は、入所者様に対して損害を賠償するものとします。
- ・入所者様の責に帰すべき理由によって、当施設が損害を被った場合、入所者様及び保証人様は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

14. 緊急時の対応

- ・当施設は、入所者様に対し、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、指扇病院又は他の専門的機関での診療を依頼することがあります。
- ・上記のほか、入所者様の容体の変化等があり、緊急の場合は、緊急連絡先に連絡します。

15. その他運営に関する重要事項

- ・当施設は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備します。
- ・当施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとします。
- ・従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ・この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

16. 当院施設のサービス内容に関する相談、要望、苦情等窓口

- ・さいたま市役所
介護保険課 電話 048-829-1264
- ・さいたま市 西区役所
高齢介護課 介護保険担当 電話 048-620-2668
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情対応係 電話 048-824-2568
- ・びわの葉 医療相談室 電話 048-623-5591
(内線 4523)

17. 提携医療機関

- ・指扇病院 さいたま市西区宝来 1295-1
電話 048-623-1101

1.施設の概要(平成 30 年 1 月 1 日現在)

(1) 施設の名称等

- ・名称 介護老人保健施設 びわの葉
- ・開設年月日 平成 24 年 3 月 1 日
- ・所在地 埼玉県さいたま市西区宝来 1 3 4 8 番地 1
- ・電話番号 048-623-1102 FAX 番号 048-623-7474
- ・定員 介護老人保健施設 90 名
但し、その空床を短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護として利用できるものとする。
- ・管理者名 田宮 照久
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1156580142 号)

2. 施設の職員の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者及び医師 2 名

勤務体制 月～金曜日 9:00～17:30 土曜日 9:00～13:00

管理者(医師)は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行い、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

(2) 薬剤師 2 名

勤務体制 月～金曜日 9:00～17:30 土曜日 9:00～13:00

薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。

(3) 管理栄養士 1 名

勤務体制 月～金曜日 9:00～17:30 土曜日 9:00～13:00

管理栄養士は、ご利用者様の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(4) 看護職員 23 名

勤務体制 月～金曜日 9:00～17:30 土曜日 9:00～13:00

(夜勤・17:30～9:30 早番・7:00～15:30 遅番・11:30～20:00)

医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う

(5) 介護職員 27名

勤務体制 月～金曜日 9:00～17:30 土曜日 9:00～13:00

(夜勤・17:30～9:30 早番・7:00～15:30 遅番・11:30～20:00)

介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。

(6) 理学療法士、言語聴覚士、作業療法士 2名

勤務体制 月～金曜日 9:00～17:30 土曜日 9:00～13:00

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は医師や看護師等と共同して、リハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(7) 介護支援専門員 3名

勤務体制 月～金曜日 9:00～17:30 土曜日 9:00～13:00

介護支援専門員は、ご利用者様の施設サービス計画の原案をたてる。

(8) 支援相談員 1名

勤務体制 月～金曜日 9:00～17:30 土曜日 9:00～13:00

支援相談員は、入退所の調整を図るとともに、入所者及びご家族からの様々な相談を受ける